

基安安発 0520 第 3 号  
平成 27 年 5 月 20 日

都道府県労働局  
労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
( 契 印 省 略 )

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

標記については、平成27年5月20日付け基安安発0520第1号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」をもって通達されたところであるが、別添1のとおり国土交通省あて、別添2のとおり都道府県・指定都市の建設業担当部長あて要請を行っているのので了知されたい。

基安安 0520 第 1 号  
平成 27 年 5 月 20 日

国土交通省  
大臣官房  
技術調査課長  
土地・建設産業局  
建設市場整備課長  
建設業課長  
住宅局  
住宅生産課長

殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

### 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

日頃から、労働安全行政の推進に御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）に定める墜落防止措置に加えて、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成 24 年 2 月 9 日付け基安発 0209 第 2 号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」の別紙。以下「旧要綱」という。）に基づき、その徹底を図っていただいているところです。

今般、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」において取りまとめられた報告書（平成 26 年 11 月）を踏まえ、平成 27 年 3 月 5 日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 30 号。以下「改正省令」という。）が公布され、平成 27 年 7 月 1 日から施行されることから、これに合わせて、平成 27 年 5 月 20 日付け基安発 0520 第 1 号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」をもって、旧要綱についても別紙のとおり改正されました。

足場からの墜落・転落による労働災害の多くは、安衛則で定められている墜落防止措置が適切に実施されていない足場で発生したものであり、法定事項の遵守徹底が必要ですが、労働災害の一層の防止を図るためには、法定事項の遵守徹底はもとより、組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い「手すり先行工法」や通常作業時の墜落防止措置として取り組むことが望ましい「より安全な措置」等の設備的対策、小規模な場合も含めた足場の組立図の作成、足場点検の客観性・的確性の向上、足場の組立て等作業主任者の能力向上や足場で作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚などの管理面や教育面の対策について進めていく必要があります。

つきましては、その趣旨及び内容を御理解いただくとともに、建設業関係団体、事業者への周知等に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、都道府県及び指定都市の建設業担当部長あてには、別途周知していることを申し添えます。

基安安 0520 第 2 号  
平成 27 年 5 月 20 日

都道府県・指定都市 建設業担当部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

日頃から、労働安全行政の推進に御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）に定める墜落防止措置に加えて、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成 24 年 2 月 9 日付け基安発 0209 第 2 号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」の別紙。以下「旧要綱」という。）に基づき、その徹底を図っていただいているところです。

今般、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」において取りまとめられた報告書（平成 26 年 11 月）を踏まえ、平成 27 年 3 月 5 日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 30 号。以下「改正省令」という。）が公布され、平成 27 年 7 月 1 日から施行されることから、これに合わせて、平成 27 年 5 月 20 日付け基安発 0520 第 1 号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」をもって、旧要綱についても別紙のとおり改正されました。

足場からの墜落・転落による労働災害の多くは、安衛則で定められている墜落防止措置が適切に実施されていない足場で発生したものであり、法定事項の遵守徹底が必要ですが、労働災害の一層の防止を図るためには、法定事項の遵守徹底はもとより、組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い「手すり先行工法」や通常作業時の墜落防止措置として取り組むことが望ましい「より安全な措置」等の設備的対策、小規模な場合も含めた足場の組立図の作成、足場点検の客観性・的確性の向上、足場の組立て等作業主任者の能力向上や足場で作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚などの管理面や教育面の対策について進めていく必要があります。

つきましては、その趣旨及び内容を御理解いただくとともに、足場からの墜落・転落災害の防止に御協力賜りますようお願いいたします。

また、管下の市町村等の担当部局に対しましても、この旨を周知していただきますようお願いいたします。